

小型航空機に対する安全対策

- 小型航空機の安全対策としては、平成26年4月より、操縦者に対する定期的な審査を義務付けたほか、各種の安全講習会等の実施により、事故防止のための取組みを行っている。
- また、年1回の耐空証明検査時等において、機体の整備状況を確認するとともに、確実な整備の実施を指導しているところ。
- 加えて、小型航空機による事故が目立って発生していることから、昨年より、
 - ・ 運航安全講習会において、基本手順を遵守することの重要性を徹底
 - ・ 定期的な操縦士の技能審査の際に運航の安全確保について指導
 - ・ 整備に関する講習会を新たに開催するなど、幅広い対策を推進しているところ(資料3-4-5参照)。
- さらに、千葉のグライダー事故や八尾空港での事故も踏まえ、グライダーや小型航空機の運航者団体に対し、機体の整備・点検の確実な実施、運航に関わる手順の遵守等を通じて、運航の安全確保に万全を期するよう、あらためて指示したところ。

【最近の航空局からの指示】

- ・ 小型航空機の運航の安全確保について(平成27年7月27日付け国空航第342号、国空機第502号)
- ・ 滑空機の運航の安全確保について(平成28年3月24日付け国空航第3260号、国空機第3532号)
- ・ 小型航空機の運航の安全確保について(平成28年3月28日付け国空航第3366号、国空機第3632号)